

改正

令和7年3月17日要綱第23号

周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱

周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱（平成30年周南市要綱第33号の11）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を住民主体で取り組む団体に交付する補助金について、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、周南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年周南市要綱第71号の2）に定める事業のうち、次に掲げる事業とする。

- （1） 地域支え合い訪問介護（訪問型サービス・活動B）
- （2） 地域支え合い移動支援（訪問型サービス・活動D）
- （3） 地域支え合い通所介護（通所型サービス・活動B）

（補助の対象となる団体）

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、前条に掲げる事業を実施しようとする地縁組織、ボランティアグループ、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める団体であって、次のいずれにも該当するものとする。

- （1） 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に対しサービスを提供する団体
- （2） 協議体、地域包括支援センター、社会福祉協議会その他の多様な組織と連携する団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体

(2) 周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にある団体

(3) 補助対象事業に関し、市又は周南市社会福祉協議会から他の補助金等の交付を受けている団体

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（登録申請）

第6条 補助事業を実施しようとする団体は、周南市介護予防・生活支援総合事業団体登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査の上決定（却下）し、周南市介護予防・日常生活支援総合事業活動団体登録決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、周南市介護予防・生活支援総合事業費補助金交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、周南市介護予防・日常生活支援総合事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付請求をしようとする補助対象団体は、周南市介護予防・生活支援総合事業費補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 補助事業を実施しようとする団体は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 事業に従事する者（次号において「従事者」という。）の清潔保持と健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。

(3) 利用者へのサービス提供において事故が発生した場合に、次のアからウまでに掲げる措置

を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、必要な指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(4) 継続利用要介護者に対してサービス提供するときは、次に掲げる基準を満たすこと。

ア サービス提供を適切に行うため、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等及び地域ケア会議と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めること。

イ サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月17日要綱第23号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額
地域支え合い 訪問介護 (訪問型サービス・活動B)	運営費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費その他の経費	補助対象経費の10分の10 (上限30,000円)
	調査・調整費	報償費 (謝礼金)	1件当たり 300円
	活動費	報償費 (謝礼金)	1件当たり 30分未満 350円 30分以上1時間未満 700円
地域支え合い 移動支援 (訪問型サービス・活動D)	送迎に使用する車両に係る燃料費		周南市旅費条例 (令和7年周南市条例第3号) 第12条第4号に定める費用の例による
	移動支援サービス事業用自動車保険 (車両保険を除く。)		実費 (上限2台)

	調査・調整費		1 件当たり 300円
地域支え合い 通所介護 (通所型サービス・活動B)	運営費	消耗品費、印刷製本費、報償費、通信運搬費、会場借上料その他の経費	(1) 月 2 回の場合 補助対象経費の10分の10 (上限12,000円) (2) 週 1 回の場合 補助対象経費の10分の10 (上限24,000円)
		活動費	報償費 (謝礼金) 1 回の活動につき以下に定める額 (1) 居宅要支援被保険者等が参加者の半数以上の場合 2,100円 (2) 居宅要支援被保険者等が参加者の半数未満の場合 ア 1 人から 3 人まで 1,050円 イ 4 人以上 1,680円
	送迎に使用する車両に係る燃料費		周南市旅費条例第12条第 4 号に定める費用の例による
	移動支援サービス事業用自動車保険 (車両保険を除く。)		実費 (上限 2 台)

周南市介護予防・生活支援総合事業団体登録申請書

年 月 日

（宛先）周 南 市 長

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

電 話

周南市介護予防・生活支援総合事業を実施したいので、周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり登録申請します。

1 事業区分	1 地域支え合い訪問介護（訪問型サービス・活動B） 2 地域支え合い移動支援（訪問型サービス・活動D） 3 地域支え合い通所介護（通所型サービス・活動B）
2 添付書類	(1) 活動計画書 (2) その他（ ）

別記様式第2号（第6条関係）
別記様式第2号（第6条関係）

周南市介護予防・日常生活支援総合事業活動団体登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

周南市長

図

年 月 日付けで申請があった、周南市介護予防・日常生活支援総合事業の団体登録について、下記のとおり登録決定（却下）したので、周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 次のとおり登録決定します。

事業区分		1 地域支え合い訪問介護（訪問型サービス・活動B） 2 地域支え合い移動支援（訪問型サービス・活動D） 3 地域支え合い通所介護（通所型サービス・活動B）
活動 団体	所在地	
	団体名	
	電話	

- 2 次の理由により却下します。

却下理由	
------	--

周南市介護予防・生活支援総合事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 周 南 市 長

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

電 話

周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、
次のとおり申請します。

1 事業区分	1 地域支え合い訪問介護（訪問型サービス・活動B） 2 地域支え合い移動支援（訪問型サービス・活動D） 3 地域支え合い通所介護（通所型サービス・活動B）
2 着手及び完了予定	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
3 添付書類	(1) 補助金対象経費に係る領収書等の写し (2) 実績報告書及び支出内訳 (3) その他（ ）

周南市介護予防・日常生活支援総合事業費補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

周南市長

回

年 月 日付けで申請があった、周南市介護予防・日常生活支援総合事業費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

1 事業区分	1 地域支え合い訪問介護（訪問型サービス・活動B） 2 地域支え合い移動支援（訪問型サービス・活動D） 3 地域支え合い通所介護（通所型サービス・活動B）
2 補助金の交付決定額	円
3 その他	(1) 周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）を遵守してください。 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、市の監査委員が、補助事業の出納その他について監査することがあります。 (3) 地方自治法第221条第2項及び周南市補助金等交付規則第25条の規定により、市長が補助事業の状況を調査し、又は報告を求めることがあります。

周南市介護予防・生活支援総合事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）周 南 市 長

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

電 話

年 月 日付け 第 号により決定通知のあった補助金について、周南市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 事業区分	1 地域支え合い訪問介護（訪問型サービス・活動B） 2 地域支え合い移動支援（訪問型サービス・活動D） 3 地域支え合い通所介護（通所型サービス・活動B）
2 補助金の請求額	円
3 補助金の交付決定額	円